

第一号様式（第4条関係）（平10蔵令70・全改、平12総府令85・平16内府令14・平17内府令107
・平18内府令52・平24内府令9・令元内府令2・令元内府令14・令2内府令75・一部改正）

（日本産業規格A4）

年 月 日
金融庁長官 殿
住 所 氏 名 (合格証書番号 第 号)
業 務 補 助 等 報 告 書
業務補助等に関する規則第1条に基づく業務補助等下記のとおり行った ので、同規則第4条の規定により業務補助等証明書を添えて報告します。
記
業務補助等の期間 年 月 日から 年 月 日まで
業務補助等の機関等
業務補助等の概要

（注意事項）

- 1 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 2 業務補助等を行った機関等が2以上の場合には、これを併記すること。
- 3 業務補助等の概要欄には、次の事項を記載する。
 - (1) 業務補助の場合
 - ① 被監査会社の法人名、所在地、事業年度及び資本金
 - ② 監査区分（金融商品取引法、会社法等の監査の根拠法又は任意監査の別）
 - (2) 実務従事の場合
実務従事を行った機関等の名称、所在地、従事場所、資本金（出資金）、業種目及び具体的実務従事の内容
- 4 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者について業務補助を行った場合には、当該公認会計士の資格に相当する資格を証する書面、国籍、住所並びに事務所の名称及び所在地を記載した書面を添付すること。
- 5 実務従事の場合は、当該実務に従事した機関等の概要及び実務従事者が直接担当していたことが確認できる書類を添付すること。
- 6 一週間の所定労働時間が同一の法人に雇用される通常の労働者の所定労働時間に比し短い労働者として実務従事を行った期間がある場合は、労働時間数が確認できる書類を添付すること。